

Rotary



宮崎南週報



ロータリー：
変化をもたらす

イアンH.S.ライズリー
2017-18年度RI会長

南の風、みんなで参加。

宮崎南ロータリークラブ
会長 戸高 勝利

第1941回例会 2017.11.20

会長／戸高勝利 幹事／入佐秀幸
副会長／日高勇二 会報／島田博良
例会場／宮崎観光ホテル
ソング／それでこそロータリー
ロータリーの目的



宮崎西RC

前園善彦会員

会長挨拶

戸高勝利会長

皆さんこんにちは。先々週ガバナー公式訪問で3名の会員の方がクラブフォーラムで発表されました。発表後にガバナー補佐より講評を頂いておりましたが、私なりに発表の内容を改めてみたいと思います。

ロータリー情報の田中委員長は、テキストに添って勉強会を年7回の予定で進行中です。難しいのはロータリー用語なので最後はロータリー用語を中心に行いたいとの発表。

米山奨学委員会の山地委員長は、この目的は奨学生の出身国との交流、親睦のきっかけを作る事にあるもので、普段から奨学生の日常生活にも気を配つておく事も大切ではとの発表でした。

国際奉仕の大田委員長は、蓮田ロータリーと協同で、タイの学校にはた織り機を寄贈し、出来上がった商品を販売、そのお金で教育費に充ててもらえばとの発表でした。

皆さんが独自の発想で行動されております。拍手をもって応援しましょう。

又、本日は発明協会よりお二人の知財アドバイザーを迎えての卓話がございます。私達の生活の中どのような知的所有権が関わっているのか楽しみでございます。

出席委員会報告

長澤好太郎委員長

●出席状況

本日状況		前々回状況	
会員数	(43) 46名	会員数	(45) 46名
本日欠席者数	16名	ホームクラブ出席者数	31名
本日出席者数	30名	メークアップ数	7名
出席率	69.77%	修正出席者数	38名
		修正出席率	84.44%

●前々回メークアップされた方／高山周栄会員、寺村明之会員、富井雄二会員
田中靖彦会員、湯地浩隆会員、星野敬人会員

ニコニコ
BOX 0件 0円
累計 86,000円

募金箱 6,066円
累計 77,946円

幹事報告

入佐秀幸幹事



・佐土原RCより創立30周年記念式典・祝賀会のご案内がきております。

2018年2月25日(日)

記念式典(11:00-12:00) 記念講演会

(12:10-12:45) 祝賀会(13:00-15:00) 登録料1万円
シーガイアコンベンションセンターにて
多数のご出席お願いします。

・鹿児島市内分区よりインターミーティングの案内がきております。

テーマ「ロータリーが育てる若きリーダーとは」

2018年1月21日 12:30-16:30 参加費無料 鹿児島市民文化ホールにて

親睦委員会

大迫雅浩委員長



・12月18日(月)は年末家族懇親会を行います。多くの参加をお願いします。また景品の提供も12月11日(月)までにお願いいたします。

社会奉仕委員会

井上竜志委員長



清武町にある安井息軒歴史資料館において、息軒顕彰会からの依頼にて前年度からの事業を繰り越しておりました案内看板の張替が完了致しました。近くへ寄られた方はご覧になってください。また、2月には、児童福祉施設へのシューズの寄贈も考えておりますので、ご協力を宜しくお願い致します。

Rotary



ロータリー情報

●世界最大のコマーシャル (The World's Biggest Commercial)

世界の様々な国や文化圏に人々が、ノーベル賞受賞者、映画スター、有名ミュージシャンたちとともに、声を一つにして「もう少し」のポーズをとる、ポリオ撲滅「End Polio Now」を訴えるCMである。手で「あと少し」(this close)のポーズをとった自分の写真を、アップロードするだけで、世界最大のコマーシャルに参加できる。

ロータリーフラッシュ

●誕生日

大迫三郎会員
丸山一郎会員
鬼東孝仁会員
戸高勝利会員
長澤好太郎会員



●結婚月

中原捷博会員
山地久守会員
入佐秀幸会員
星野敬人会員
岡崎勝信会員
井野元孝洋会員



本日のプログラム ゲスト卓話

知的財産について 宮崎県発明協会 木島伸夫様



本日は、貴重なお時間を頂き、大変有り難うございます。宮崎県発明協会の知財総合支援窓口では、特許、実用新案、意匠、商標あるいは著作権といった知的財産に関する支援事業を行っています。当窓口は佐土原町の工業技術センター内にあり、3名の担当者が相談に対応しています。また、弁理士・弁護士が対応する相談日(弁理士;毎月4回、弁護士;毎月1回)を設け、専門的なアドバイスを行っています。また、担当者が毎月1回、ニューウェルシティー、都城商工会議所及び延岡市中小企業振興センターに外部相談会に出向いています。この他に、弁理士、弁護士、デザイナー、特許検索専門家、中小企業診断士あるいは海外展開に詳しいアドバイザー等を皆様方の事業所とかに派遣することが可能な専門家派遣制度もあります。すべて無料ですので、是非ご利用ください。

さて、ここにコカコーラ社の「い・ろ・は・す」のペットボトルがありますが、これは、このようにくびれがついており、ペシャンコに押しつぶせます。このボトルは特許として登録してあります。また、このデザインについては意匠登録が、ネーミングについては商標登録がなされています。このように、自社商品をいろんな権利で押さえておけば、他社から模倣されませんし、他社の権利を侵害することもありません。つまり、安心して事業が展開できるわけです。知的財産について、もう少し説明いたしますと、発明に係る特許権は出願から20年(医薬品や農薬等は25年まで延長可能)、考案に係る実用新案権は出願から10年、デザインに係る意匠権は登録から20年、商品やサービスのマークに係る商標権は登録から10年保護されます。但し、商標権は更新が可能ですので、ずっと持ち続けることが可能です。

p 4の漫画を見てください。特許は出願すると内容が公開されますので、ノウハウとして秘密にしていましたが、社員が退職し他社に情報を漏らした結果、模倣品を販売されました。不正競争防止法で他社を訴えようと思っても、「営業秘密」として管理していかなかったらNGです。ノウハウとかは、「マル秘」やパスワード等による管理を徹底しておくことが大切です。p 5の漫画は、ロボット製品の輸出の準備をしている時に、展示会で興味を示してくれた外国企業に大事な資料を提供した結果、同社に先を越されてしまったというものです。くれぐれも、大事な情報は安易に見せない、渡さないように心がけたいものです。

発明には、物の発明、物を生産する方法の発明、通信方法など物の生産を伴わない方法の発明があります。ゲームのルールとかフォークボールの投げ方は該当しません。また、産業として利用できるものに限られますので、治療方法や診断の方法、紫外線を防ぐためにオゾン層をプラスティックで覆う方法とかはNGですし、紙幣偽造の機械や麻薬の製造方法も公序良俗に反しますからNGです。その他、既に公知になった発明は新規性がないのでNGです。出願前に発表したり販売したりしないようにしてください。インターネット上に掲載されたもの、既に出願されているものも同様です。p 9に特許と実用新案の違いを示しています。実用新案は物品の考案に限られ、無審査であることが特徴です。

意匠権は、車やお菓子等のデザインに対して登録されています。意匠も公知になったものは登録できませんので注意してください。商標には、文字商標、図形商標、立体商標、文字と図形を組み合わせた結合商標、音商標等があります。商標は、その商標を使用する「商品やサービス(指定商品・役務と言います。)」とセットで登録されますが、商標も商品も似ているものが先に登録されていると、出願しても登録は厳しくなります。「読み方が似ている」、「意味が似ている」、「見た目が似ている」場合、登録の門が狭くなります。また、商品にその普通名詞をつけることは自己と他人の商品を区別できないのでNG、例えば、指定商品「リンゴ」に「アップル」はNG。指定商品「コンピューター」に「アップル」はOKです。この他、指定商品「チョコレート」に「○○せんべい」は品質誤認を生じるのでNG。公共機関のマークと紛らわしいものや公序良俗に反するものもNG。ソニーやトヨタといった著名なものはNG。なお、商標は特許や意匠と異なり新規性は関係がありませんし、先願主義(米国は別)ですので他人が使用しているものでもOKです。商標に纏わるトラブルを2、3紹介しますと、「コカコーラ」に類似した「コラコーラ」、「白い恋人」に類似した「面白い恋人」とかを使用したケースがありましたが、いずれも訴えられて取りやめたり、和解金を支払ったりしたようです。皆様方も、ネット販売やフランチャイズ展開など新たな事業を展開される場合には、事前に商標登録をされておかれますようくれぐれもご留意ください。